

公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業

企画提案公募要項

平成25年7月

薩摩川内市

薩摩川内市公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業企画提案公募要項

1 目的

薩摩川内市では、次世代エネルギーを活用したまちづくりを推進しており、その関連事業として公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業は、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の実施に伴い、同制度により太陽光発電事業を行う事業者が公共施設の屋根及びその他必要な場所（以下「屋根等」という。）を有償で使用を許可するもので、公共施設の有効利用を図るとともに、災害時等における公共施設の機能強化や市民への啓発等を目的として屋根等の使用を希望する事業者を募集するものです。

2 公募概要

(1) 公募に応じる事業者の役割

本事業の実施を希望する事業者は、別紙「屋根貸し対象施設一覧」に示す公共施設の中から構造上の安全性や採算性等を考慮して実施を希望する施設を選択し、企画提案書を提出することとします。

審査の結果、本事業を実施することを決定された事業者は、市と事業実施に関する協定を締結し、施設の所有者又は管理責任を有する者（以下「施設管理者」という。）から行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）の手続きを経て、施設の屋根等を借り受け、本事業を行うものとします。

(2) 対象とする公共施設の概要

別紙「屋根貸し対象施設一覧」のとおりとします。

なお、掲載の施設は、太陽光パネル等の発電設備の設置を技術的・構造的に保障するものではありませんので、設置の可否については事業予定者が証明するものとします。

(3) 事業期間

発電の開始時期は、原則、平成 25 年度末までを期限とし、本事業を行う期間は事業者の提案に基づき、協定において定めることとします。

ただし、事業期間の上限は、売電の開始から原則 20 年以内とします。

また、公有財産の使用許可の期間は、市が定める期間とし、必要に応じて更新手続きを行うものとします。

(4) 条件等

事業者は、以下の事項を遵守してください。

ア 太陽光発電設備とその付属設備（以下「発電設備」という。）の設置及び管理にあたっては、施設管理者が行う施設及び既存設備の維持管理の妨げとならないよう以下に示す事項を遵守すること。

また、設置場所及び具体的方法等について、各施設管理者と事前協議し、承諾を得て実施するとともに、施設の構造及び設備等の損害等、施設管理者に不利益を生じないように十分注意すること。

万が一、損害を生じた場合には、事業者の責任及び負担において速やかに原状回復等の改善措置を講ずること。

(ア) 事業期間中、施設管理者が行う施設及び既存設備の維持管理等のための隔離及び通路スペースを確保し、屋根の立ち入りに支障が生じないようにすること。

なお、その場合の感電防止等の安全に十分配慮した対策を講ずること。

(イ) 施設屋上の排水等、既存性能の障害とならないように施工すること。

(ウ) 施設管理者が屋根に設置している既存設備の更新や、建物、構築物、敷地等の修繕、改良工事等を想定し、発電設備（送電線を含む）が支障とならないよう設置を行うこと。

イ 事業者が発電設備の故障を発見した場合は、速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議すること。また、施設管理者が故障を発見したときも同様とする。

ウ 発電設備設置時及び事業期間内に必要な屋根面の防水性能は、すべて事業者の責任及び負担において確保するものとする。なお、設置時及び事業期間内に防水改修を実施する場合は、発電設備が設置される屋根面について防水施工業者の保証が得られる範囲を一体として行うものとし、施工者からの保証を得ること。

また、その方法については、施設管理者と事前協議を行うこととする。

万が一、発電設備の設置に起因する雨漏りが生じた場合には、事業者の責任及び負担において速やかに原状回復すること。

エ 電気事業法、建築基準法等の各種関係法令を遵守すること。

オ 事業者の決定後に、構造上の安全性を証するため、設置しようとする発電設備等の重量の増加に対して屋根等の耐久性に問題がないことを構造計算書等により確認のうえ、一級建築士等の有資格者である第三者による安全性を証する書類を施設管理者へ提出し、確認を受けること。

その際に必要となる既存の構造計算書については、施設管理者から貸与を受けることとする。

なお、構造計算書のない施設については、施設の構造に影響を与えないことを証明のうえ、提案することができる。ただし、設置については、施設管理者の了解を得る必要がある。

- カ 地震による転倒、風圧力による吹き上げに対して安全であることの確認を行い、その確認結果及び安全性を証する書類を施設管理者に提出し確認を受けること。
- キ 発電設備の設置後に設備の落下等が生じないように、十分な措置を講じること。
- ク 発電量実績や事業収支の状況等は、定期的に市に報告すること。なお、報告を受けた内容に関する権利は、市に帰属するものとする。
- ケ 本事業の用に供する発電設備は、協定で定める事業期間満了時に事業者の負担と責任において撤去し、原状回復して使用部分を返還すること。ただし、一定期間の性能保証、サポート等が確保されているなどにより、施設管理者が発電設備の譲渡を認める場合は、この限りでない。
- コ 施設の統廃合などにより、市が第三者に当該公共施設の移譲や売却を行う場合は、事業者と施設管理者が協議することとする。
- サ 事業者が協定に定める義務を履行しない場合には、使用許可等を取消又は解除することがある。この場合、事業者は自らの責任と負担により速やかに原状回復し、返還すること。
- シ 建設時等に国又は県の補助金が交付されている公共施設であって、財産処分の制限期間が経過していない施設等については、各施設の所管官庁から当該施設の財産処分の承認を受ける必要がある場合があり、その場合は市が承認を受けた後に、事業者は使用許可等の手続きを行うこととする。

ただし、補助金の返還や国庫への納付などが生じる場合には、公共施設の使用許可等を行わない場合がある。
- ス 別紙「屋根貸し対象施設一覧」中の事業実施にあたって、問題となる点に記載されている内容については十分留意すること。

3 応募に係る事項

事業者の選定方法については、公募型プロポーザル方式とし、以下の事項に基づいて使用を希望する施設や、設置する発電設備及び事業内容を提案し、選定委員で審査を行い事業予定者として選定します。

事業予定者はその後、関係機関と必要な調整を行い、各協議等が整った段階で使用許可の手続きを経て、事業者として正式に決定します。

(1) 応募資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、事業を効果的かつ確実に実施できる法人及び団体（以下「法人等」という）あるいは、法人等で結成した共同企業体とします。なお、共同企業体の結成は、法人等自身で結成してください。

応募できる者のうち、共同企業体にあつては次のア及びイに掲げる要件の全てを、単独法人等にあつては次のウに掲げる要件を満たす者としてします。

ア 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件

- (ア) 九州内に本支社（店）を有すること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (エ) 薩摩川内市暴力団排除条例（平成 24 年薩摩川内市条例第 36 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (キ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (ク) 参加申請書の提出日から事業者決定の日までの間に、薩摩川内市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 16 年訓令第 37 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (ケ) 国税及び地方税の滞納がないこと。

イ 共同企業体としての資格要件

- (ア) 構成員の 1 社以上が、設置場所において太陽光発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
- (イ) 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下「代表企業」という。）が定められていること。また、構成員の役割分担が明確にされていること。
- (ウ) 構成員の 1 社以上が、薩摩川内市内に事業所を有すること。
- (エ) 原則として提案する発電設備の所有及び管理の主体が構成員の 1 社に集約されていること。

ウ 単独法人等の資格要件

「ア 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件」のほか、「イ 共同企業体としての資格要件」の全てを 1 社で満たすこと。

(2) 対象施設

別紙「屋根貸し対象施設一覧」に掲載の施設とし、申請者はこの対象施設の中から発電設備の設置を希望する施設を選択（複数可）してください。

施設の屋根の平面図及び建物の立面図、施設の写真等については、各施設で閲覧できます。

(3) 使用料

ア 金額について

発電設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び発電設備の撤去工事の期間を通じて、発電設備の設置に係る使用料を納付すること。

行政財産の使用料については、最低額を年額で1㎡当たり100円とし、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示すること。

ただし、使用料については、条例・規則等により決定するものであるため、提示した額を使用料として契約することを保証するものではない。

イ 使用面積の算定

使用する面積の算定については、太陽電池アレイ等の発電設備の水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとする。

ウ 使用料の納付

使用料を納付する時期及び額については、初年度は施設管理者が使用を許可した後に、年額のうち使用許可期間に相応する額を速やかに納付し、翌年度以降は年額を年度当初に納付すること。

(4) 費用負担

発電設備の設計、材料、工事、維持管理、撤去、公租公課、各種手続きなど事業に係る一切の費用は、事業者が負担するものとします。

(5) 資金調達について

地元金融機関からの融資等を活用するよう努めてください。

(6) 発電設備について

発電設備については、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む。）を使用するよう努めてください。

(7) 現地調査について

対象施設の現地調査を希望する場合は、別紙「屋根貸し対象施設一覧」に記載の連絡先に依頼し、担当者の指示に従い、調査を行ってください。

(8) 設置工事の工期

事業者は設置工事を行う際に、発電設備（送電線を含む。）が施設維持管理及び景観に及ぼす影響について配慮を行い、工事方法、工事期間中の配慮、工期及び工事時間帯について各施設の管理者と事前協議を行い決定することとします。

(9) 施工業者等の選定

建設・設備工事及び維持管理については、市内業者への発注に努めてください。

(10) 設備のメンテナンス

発電設備が所期の性能を発揮するために必要な法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンスを行い、設備が故障した場合には、ただちに修理を行える体制を確保してください。

(11) 損害賠償責任

施設や第三者への損害について、事業者は損害を生じないよう最大限の配慮を行うこととしますが、万が一、事業者が屋根等を破損・滅失した場合や、発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合等には、事業者がその損害を賠償する義務を負うこととします。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により、公共施設及び第三者に損害を与えたときは、その損害についても同様とします。

(12) 天災等による損害及び日射量の減少等のリスクについて

天災その他やむを得ない事情により施設が使用できなくなった場合に生じた損害について、市及び施設管理者は一切の責任を負いません。

また、発電設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日照時間が想定を下回った場合などのリスクについては、事業者が負うこととします。

(13) 使用許可期間中の施設の廃止等

発電設備を設置した公共施設について、使用許可期間の途中での施設の廃止や取り壊し等、市側の事情により発電設備を継続して設置することができなくなった場合、事業者は設備の移設又は撤去を求めることができるものとし、その移設又は撤去に係る費用は、相互協議の上、合理性が認められる範囲で市が負担するものとしてします。

(14) 施設管理者に起因する事故や火災

施設管理者に起因する事故や火災による発電設備の損傷等に係る費用については、相互協議の上、合理性が認められる範囲で市が負担するものとします。

(15) 使用後の設備の取扱い

使用期間の途中で事業を中止した場合又は使用期間が終了した場合には、事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、屋根の原状回復を行うものとします。

(16) 使用権の転貸等の禁止

事業者は、発電設備の使用権を第三者に転貸し、また、市の承認を得ずに譲渡することができません。

(17) 提案を求める事項

ア 原因が不明確な雨漏り等への対応

「2 公募概要 (4) 条件等 ウ」に掲げるとおり、発電設備を設置する屋根面の一体防水区間の防水性能は事業者の責任範囲となるものの、施設内に雨漏りが生じた場合において、当該責任範囲の防水性能劣化に起因するか否かが明確にならない場合が想定されるため、その場合の対応方針を提案すること。

イ 災害発生時（停電時）の非常用電源としての活用

発電設備を設置する施設に、災害の発生により停電した場合の非常用電源としての活用方法を提案すること。

ウ 公共施設運営へのメリット

公共施設の運営にメリットがある取組（例：環境教育の教材としての活用）を提案すること。

エ その他

本事業を実施するにあたり、その他に提案する事項があれば記載すること。

4 スケジュール

- (1) 公募要項等の公表・配布 平成 25 年 7 月 22 日(月)～平成 25 年 9 月 20 日(金)
- (2) 募集要項等に関する質問書受付 平成 25 年 7 月 22 日(月)～平成 25 年 9 月 13 日(金)
- (3) 参加申請書・企画提案書の受付 平成 25 年 7 月 29 日(月)～平成 25 年 9 月 30 日(月)
- (4) 企画提案書の審査 平成 25 年 10 月初旬
- (5) 事業者候補の決定・協定締結 平成 25 年 10 月初旬以降

5 プロポーザルの手続き

(1) 公募要項等の公表・配布

ア 配布期間 平成 25 年 7 月 22 日(月)～平成 25 年 9 月 20 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ 土・日・祝祭日を除く。

イ 配布場所

鹿児島県 薩摩川内市 企画政策部 新エネルギー対策課

(鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号)

※ 公募要項等は、下記「薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイト」からも入手可能です。

<http://jisedai-energy-satsumasendai.jp/>

(2) 募集要項等に関する質問書の受付

ア 質問書受付期間

平成 25 年 7 月 22 日(月)～平成 25 年 9 月 13 日(金)午後 5 時 15 分(必着)

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式 1)を下記提出先に郵送、FAX 又は電子メールにファイルを添付し提出すること。

※ FAX 又はメール送信の場合は、件名に「公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業」と記載して送信すること。

ウ 提出先

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

鹿児島県 薩摩川内市 企画政策部 新エネルギー対策課

FAX : 0996-25-1704

E-mail : sin-ene@city.satsumasendai.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイト上にて公開する。

(3) 参加申請書・企画提案書の受付

申請者は、「3 応募に係る事項」に掲げる参加資格を全て満たしていることを確認のうえ、「6 審査に係る事項」に掲げる審査基準を踏まえて、下記により提出してください。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは事業候補者の取消を行うとともに、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者として取り扱い、期間を定めて一般競争入札に参加させない場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

平成 25 年 7 月 29 日(月)～平成 25 年 9 月 30 日(月)午後 5 時 15 分 (必着)

※ 土・日・祝祭日を除く。

イ 提出書類等

以下の申請書類等を正本 1 部、副本 12 部、提出すること。

(ア) 「参加申請書」(様式 2)

(イ) 「事業者の概要」(様式 3)

※ 申請者が共同企業体となる場合は、構成員となる企業ごとに作成すること。

(ウ) 「企画提案書」(様式 4-1)

(エ) 「設置希望施設及び使用料」(様式 4-2)

(オ) 「誓約書」(様式 5)

(カ) 「会社概要(パンフレット等)」

※ 共同企業体の場合には、各構成員について添付すること。

(キ) 「登記簿謄本又は現在事項全部証明書」

※ 提案書提出期限の 3 ヶ月前までに発行したもの。写し可。

※ 共同企業体を結成する場合には、各構成員について提出すること。

(ク) 「納税証明書」(未納がないことの証明)

※ 法人税、消費税、県税及び市税について、提案書提出期限の 3 ヶ月前までに発行したもの。写し可。

※ 共同企業体を結成する場合には、各構成員について提出すること。

ウ 提出方法

イの書類等を下記提出先まで持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

※ 郵送の場合は、平成 25 年 9 月 30 日(月)午後 5 時 15 分必着を厳守すること。

【提出先】

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

鹿児島県 薩摩川内市 企画政策部 新エネルギー対策課

TEL : 0996-23-5111

FAX : 0996-25-1704

エ その他

提出された書類等に基づき、「6 審査に係る事項」に掲げるプロポーザル選定委員において審査を実施する。

なお、審査結果については、別途通知を行う。

(5) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 「6 審査に係る事項」に掲げる選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(イ) 他の参加資格者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加資格者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(エ) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

プロポーザルに参加する単独法人及び代表企業は、複数の提案書の提出はできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めない。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

キ その他

(ア) 提案者は、企画提案書の提出をもって、公募要項等の記載内容に同意したものとす。

(イ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、提案者は選定委員の審査前日の午後4時まで（郵送の場合は必着）に、辞退届（様式自由）を新エネルギー対策課に持参又は郵送により提出すること。

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、市が別に定めるプロポーザル選定委員により行います。

なお、事業者候補の選定にあたっては、「(3) 審査基準」に基づき、提出書類により審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、最高得点者を事業予定者とします。

(2) 審査日程

ア 実施日時 平成25年10月初旬（予定）

イ 審査結果については、それぞれの提案者に対し書面により通知するとともに、審査結果内容は、薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイトで公表を行います。

(3) 審査基準

企画提案の審査基準は、次のとおりとします。

審査項目	審査内容		配点
事業の主体	1	事業者等の経営状態が問題なく、事業を円滑に遂行できる体制や実績を有していると認められるか。	10
事業の遂行	2	発電設備の設置は、施設の屋根の状況に合わせて、合理的に設計されているか。また、周辺環境等に配慮された設計となっているか。	10
	3	発電設備の設置工事の工法は、構造上の安全性が確保されているか。また、施設を適正に管理していく上で支障はないか。	10
	4	事業期間、関係法令等の手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当であるか。	10
	5	発電設備、システム構成等は妥当であるか。	5
設備の管理	6	発電設備を長期間にわたり、適正に管理及び運営できる体制が整備されると見込まれるか。	10
	7	工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。また、契約を予定している保険等の内容は十分か。	5
収支見込等	8	資金調達計画、事業収支見込等は、長期にわたる発電事業を安定的に実施できると見込まれるか。	10
施設使用料	9	使用料の額（公募提示係数）は、使用面積に対して妥当であるか。	10
提案の内容	10	原因が不明確な雨漏り等への対応について	5
	11	災害発生時の（停電時）の非常用電源としての活用について	5
	12	公共施設運営へのメリットについて	5
	13	その他の提案について	5
合計			100

7 選考後の手続き

(1) 協定内容等の協議

最高得点者は、市と協定内容について協議を行い、合意に至った場合、基本協定を個別に締結するものとします。本協議は、最高得点者から順次行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該提案者との協議を打ち切り、次点者と協定内容について協議を行うこととします。

(2) 施設の調査

事業者は、提案を行った対象の施設について調査を行い、太陽光発電設備を設置することで施設に支障がないことを確認したうえで、施設管理者にそのデータ等を提出してください。

(3) 協定の締結

選考された事業者は、太陽光発電事業の実施に関する役割分担やリスク分担等を定める協定を市と個別に締結します。

なお、市が行政財産の使用に関して規定している条例及び規則等の改正を行う必要がある場合には、改正後に協定を締結します。

(4) 設備認定、系統連系等

事業者は、設備の設置について経済産業省及び電気事業者と協議を行い、必要な設備認定、系統連系申込及び契約等の手続きを行うものとします。

(5) 使用許可等の手続き

事業者は、各施設の許可権者の指示に従い、必要書類を提出して使用許可等の手続きを行ってください。

(6) 工事の着手

発電設備の仕様及び工事の設計図等を施設管理者に提出して設置工事の同意を得るとともに、設置工事に係る工期や時間帯を協議した上で、設置工事に着手してください。

8 留意事項

(1) 個人情報保護

事業者が、本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、薩摩川内市個人情報保護条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(2) 守秘義務

参加資格者は、本事業を行うにあたり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

(3) 応募資格

協定の締結及び使用許可等までの間に「3 応募に係る事項 (1) 応募資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、協定の締結及び使用許可等を行わないこととします。

(4) 協定及び使用許可等の取消又は解除

市は、事業候補者あるいは事業者（以下「事業者等」という。）が次の各号の一に該当したときは、協定及び使用許可等の取消又は解除を行うことができるものとします。

ア 私的独占の禁止及び公正取引等の確保による解除

- (7) 公正取引委員会が、事業者に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条第 7 項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第 65 条から第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定による原処分を全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (4) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。
- (5) 事業者が、公正取引委員会が事業者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (6) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

イ 暴力団排除に関する措置による解除

- (7) その役員等（事業者等が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその視点若しくは営業所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難をされるべき関係を有すると認められるとき。

(カ) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)～(オ)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 事業者が(ア)～(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合。

ウ 通報の義務

(ア) 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者等は、事業にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(イ) 事業者等は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、事業計画等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、市と協議を行い、事業計画等の変更を請求することができるものとする。

エ 協定及び使用許可等の取消し又は解除に伴う損害賠償について

ア～ウにより協定及び使用許可等の取消し又は解除がなされた場合において、事業者に損害が生じたとしても、市は損害賠償の責めを負わないものとする。

9 問い合わせ及び各書類等の提出先

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

鹿児島県 薩摩川内市 企画政策部 新エネルギー対策課

T E L : 0996-23-5111 F A X : 0996-25-1704

E-mail : sin-ene@city.satsumasendai.lg.jp

様式 1

平成 年 月 日

薩摩川内市 新エネルギー対策課長 様

所在地：

法人等名：

担当者職氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

質 問 書

公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業について、下記のとおり質問します。

質問事項	(公募要項等の項目番号・ページ数等)
質問内容	

※ 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔かつ明確に記載してください。

※ 共同企業体を構成される場合は、代表者である事業者が提出してください。

提出先 鹿児島県 薩摩川内市 企画政策部 新エネルギー対策課

郵送先 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

F A X 0996-23-5111

E-mail sin-ene@city.satsumasendai.lg.jp

様式 2

平成 年 月 日

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄 様

所 在 地 :

法 人 等 名 :

担当者職氏名 :

印

参 加 申 請 書

薩摩川内市公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業企画提案公募について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者が共同企業体となる場合においては、参加申請書には当該共同企業体の構成員の代表企業を記載するとともに、次の共同企業体構成員についても記載してください。

◇ 共同企業体構成員

[構成員 1] (共同企業体の代表企業)

所在地 :

法人名 :

代表者 :

役 割 :

[構成員 2]

所在地 :

法人名 :

代表者 :

役 割 :

様式 3

事業者の概要

(ふりがな) 法人等名称	()
代 表 者	役職 氏名
所 在 地	(〒)
設立年月日	年 月 日
資 本 金	円
直近の売上高	円 (年 月期実績)
直近の当期純利益	円 (年 月期実績)
従 業 員 数	名 (うち正規雇用者 名)
担当者連絡先	所属 役職 氏名 T E L : F A X : E-mail :
理 念 及 び 活 動 目 的 等	
事 業 内 容	
事 業 の 主 な 特 色 ・ 実 績 等	

※ 申込者が共同企業体となる場合においては、構成員となる企業ごとに作成してください。

※ 「正規雇用者」は、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員を除いた者を記載してください。

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄 様

所 在 地 :

法 人 等 名 :

代表者職氏名 :

印

企 画 提 案 書

1 提案者の事業遂行能力

申込者が共同企業体となる場合においては、構成員となる企業ごとに(1)~(3)を記載してください。

(1) 経営基盤

直近3事業年度の経営成績及び財務状態について、以下の表に記載してください。

[法人名:] (個別・連結 / 親会社 ※ 該当するものを囲んでください)
(単位:)

	直近 (年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売 上 高			
営 業 利 益			
経 常 利 益			
当 期 純 利 益			

資 産 合 計			
負 債 合 計			
純 資 産 合 計			

※ 親会社がある場合は、親会社についても同様に記載してください。なお、親会社が金融商品取引法の適用会社においては、親会社の個別及び連結の経営成績及び財務状態、不適用会社においては、個別又は連結のいずれかを記載してください。

[法人名:] (個別・連結 / 親会社 ※ 該当するものを囲んでください)
(単位:)

	直近 (年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売 上 高			
営 業 利 益			
経 常 利 益			
当 期 純 利 益			

資 産 合 計			
負 債 合 計			
純 資 産 合 計			

(2) 設置運営の能力

--

- ※ 太陽光発電事業に関する企画力、技術力、資金力及び経営能力についてアピールしてください。
- ※ 共同事業体の場合は、構成員としての役割を記載した上で、アピールしてください。
- ※ 概要がわかる資料（報告書、新聞記事等）があれば添付してください。

(3) 設置運営の実績

--

- ※ 国内外において、太陽光発電事業に関する実績があれば、国内・国外に分けて記載してください。
- ※ 概要がわかる資料（報告書、新聞記事等）があれば添付してください。

(3) 発電設備の構成等

1	施設及び建物名称	施設名称： 建物名称：				
2	使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日（ 年 ヶ月間）				
3	設置工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
4 (発電設備)	太陽光パネル	メーカー 型番 パネルの種類		公称最大出力 (1枚あたり)	W	
		変換効率	%	太陽電池容量 (施設合計)	k W (小数2桁以下切捨て)	
		設置面積	m ²	総重量 (架台等含む)	k g	
	付属設備	パワーコン ディショナ	メーカー		型番	
			変換効率			
		接続箱	メーカー		型番	
		架台	メーカー		型番	
		メーカー		型番		
	メーカー		型番			
5	システム基本設計図 詳細配置図等	別添のとおり				
6	施工方法、 (架台、固定工法) 防水施工の工法 ※ 建物躯体や防水シート への影響が分かるように してください。					
7	定期点検、維持管理 方法等の概要、特徴 ※ 無人で発電する場合は、 事故時等の緊急時の管理 体制を明記して下さい。					
8	事業実施に係る 損害保険等の内容					

(4) 実施スケジュール

--

※ 事前準備から事業終了後までの事業スケジュールを記載して下さい。
(設備認定等関係法令の手続きを含む。)

(5) 太陽光発電事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込み

--

(6) 事業の安定性

--

※ 不測の事態（災害、自社或いは共同企業の経営困難等）に係る事業継続計画について記載して下さい。

4 提案を求める事項

(1) 原因が不明確な雨漏り等への対応

※ 公募要項「2 公募概要（4）条件等 ウ」に掲げるとおり、発電設備を設置する屋根面の一体防水区間の防水性能は事業者の責任範囲になるものの、施設内に雨漏りが生じた場合において、当該責任範囲の防水性能劣化に起因するの否かが明確にならない場合が想定されるため、その場合の対応方針を提案すること。

(2) 災害発生時（停電時）の非常用電源としての活用

※ 発電設備を設置する施設のうち、複数の施設に、災害の発生により停電した場合の非常用電源としての活用方法を提案すること。

(3) 公共施設へのメリット



※ 公共施設の運営にメリットがある取組（例：環境教育の教材としての活用）を提案すること。

(4) その他の提案



※ 本事業を実施するにあたり、その他に提案する事項があれば記載すること。

設置希望施設及び使用料

設置を希望する施設			設置する発電設備		1㎡当たり 年間使用料	年間使用料 合計	許可期間使用料 合計
番号	施設名称	使用期間	設置面積 合計	公称最大 出力合計			
1		年	㎡	KW	円	0円	0円
2		年	㎡	KW	円	0円	0円
3		年	㎡	KW	円	0円	0円
4		年	㎡	KW	円	0円	0円
5		年	㎡	KW	円	0円	0円
6		年	㎡	KW	円	0円	0円
7		年	㎡	KW	円	0円	0円
8		年	㎡	KW	円	0円	0円
9		年	㎡	KW	円	0円	0円
10		年	㎡	KW	円	0円	0円
11		年	㎡	KW	円	0円	0円
12		年	㎡	KW	円	0円	0円
13		年	㎡	KW	円	0円	0円
14		年	㎡	KW	円	0円	0円
15		年	㎡	KW	円	0円	0円
16		年	㎡	KW	円	0円	0円
17		年	㎡	KW	円	0円	0円
18		年	㎡	KW	円	0円	0円
合計			0.00 ㎡	0.00 KW	0円	0円	0円

※ 使用期間は月数を切捨て、年数で記入してください。

※ 1㎡当たり年間使用料は、100円以上の整数としてください。

※ 設置面積合計・公称最大出力は、小数点以下2桁未満は切捨てしてください。

様式 5

平成 年 月 日

薩摩川内市長 岩 切 秀 雄 様

所 在 地 :

法 人 等 名 :

代表者職氏名 :

印

誓 約 書

薩摩川内市が公募する公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業企画提案に参加するにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 プロポーザル参加資格の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

※ 申込者が共同企業体となる場合は、構成員となる企業が連署して作成してください。